

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第10回）

日時 令和5年9月15日（金）8：30～10：26

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻でございますので、ただいまから再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループの第10回会合を開催いたします。本日も早朝からご参集いただきありがとうございます。

本会合ですけれども、オンラインでの開催とさせていただきます。トラブルやご不明な点がございましたら、事前に事務局より連絡させていただいておりますメールアドレス、連絡先までお知らせください。

本日の会合ですが、桑原委員が途中でご退席される予定です。

それでは、山内座長に事後の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内座長

承知いたしました。

それでは、議事に入りたいと思います。まず事務局から、本日の資料について確認をしてください。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1といたしまして、説明会等の認定要件化に関する詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に係る論点をご用意しております。

2. 説明・自由討議

(1) 説明会等の認定要件化に関する詳細設計②などの再エネの長期電源化・地域共生に係る論点

○山内座長

よろしいですかね、皆さん。よろしければ議事を進めたいと思いますけれども。

前回はご熱心に議論していただきましてありがとうございました。非常に実質的なご意見をいただいたということで、事務局のほうで内容について再整理を行っていただきました。

特に、一つは説明会等の認定要件化に関する詳細設計、これについてはかなりいろいろご議論いただきましたので、この辺を一つ、これを再整理ということです。それから、もう一つは監督義務に係る認定事業者の責任明確化、これで残りいろいろご議論がありましたので、これも併せて整理をしていただきました。それで、再整理したもの、これを冒頭で事務局から資料を説明していただきまして、それで議論を深めるということにしたいと思いません。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。資料1をご覧くださいと思います。

資料の2ページ目をご覧くださいと思います。本日のご議論の全体像です。先ほど座長からご指摘いただきましたとおり、まず、左下にあります説明会等の認定要件化に関する論点の前回のご指摘を踏まえたものでございます。また、右側のところ、本日後半、またご議論いただければと思っておりますけれども、認定要件の関係では、監督義務の関係から、また太陽光パネルの増設工事に関するルールなどにつきまして、ご説明を加えさせていただきたいと思えます。

それでは、スライドの資料4ページ目をご覧くださいと思います。まず、前回会合での委員の皆様からのご指摘というところで、再エネ特措法に基づく今回の認定要件化に関する説明会につきまして、そのゴールをどこに置くのかといったご指摘。その中でも、住民の意見や質問に対して誠実に対応する必要があるといったことについてのご指摘もいただいております。また、三つ目の矢羽根に書いてありますけれども、今回の説明会の要件などにつきまして、事業者にとってミニマムの基準、最低限満たすべき基準と取られてしまうと、それ以上の取組を実施する優良な事業者がいなくなってしまうのではないかとご懸念のご指摘もございました。

改めまして、5ページ目でございますけれども、説明会等の趣旨・目的につきまして記したものでございます。

一つ目の黒丸につきましては、今回の再エネ特措法の改正に伴います周辺地域、周辺の住民の方々への適切な情報提供を行うということを通じた、周辺地域への影響に関する地域のご懸念にもしっかり対応していくということによりまして、再エネ事業に対する地域における理解の促進、また信頼を醸成していくということ、それらを通じて地域と共生した再エネの導入を図っていくというところの整理でございます。

また、こうした地域の理解や信頼を高めていくためには、二つ目の黒丸の中ほどに書いてございますけれども、地域の実情等を踏まえた追加的な説明や対応を柔軟に行うことなどを含めまして、整理された認定要件を基礎として、さらなる取組を実施していくことも重要であるといったことを記してございます。

また、三つ目の黒丸ですけれども、こうした今回ご議論いただいております説明会等の目的・趣旨に照らしますと、認定要件については、不断の見直しを行い、要件の充実化を図

っていくことが重要であるといったこと。こうしたことの運用をしていくためにも、積極的な情報収集を行っていく中で、地域の懸念を適時適切に把握して対応していくといったこととさせていただきます。

※で書いてございますが、前回の会合でもご説明申し上げたとおり、説明会の概要の報告書（概要報告書）などを認定後に公表するといったことなど、またエネ庁のホームページや通報フォームなどを整備することで、住民の方々からの通報などを端緒とした検討・検証といったことについても、つなげていきたいと考えてございます。

四つ目の黒丸でございますけれども、まさに今回の認定要件化された説明会というところについては、一つのスタート地点ということだというふうに認識してございまして、太字で書いてございますけれども、FIT/FIPの認定要件として今回求める説明会等の実施後においても、当然のことながら、現在のガイドラインにも書いてございまして、FIT/FIP認定取得後や運転開始後の段階であっても、引き続き地域住民との適切なコミュニケーションを図っていくことが重要であるということも、重ねて記しているところでございます。

続きまして、資料の8ページ目以降でございます。まず関係法令とのタイムラインの整理についてでございます。前回、各委員の先生方から、ほかの制度との関係性整理ということ、特にタイミングとか、そういった全体のタイムラインを明確にする中で、適切な連携ということも考えていく。また、事業者には過度な負担が生じないようにすべきといったご指摘、時間軸の中での前後関係などについての整理が必要といったことのご指摘を複数いただいたところでございます。

こうした中で整理をさせていただいた案といたしまして、資料11ページ目以降でございます。まず11ページ目でございますけれども、他の制度とのタイムライン等の整理というところで、まず資料の11ページ目に書いてございますのが、FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可に関する場合というところでございます。本大量小委でもご議論いただきましたFIT/FIP認定の申請要件に関する、これはちょうど省令が9月13日に公布されたところでございますけれども、10月1日施行ということでございます。こうした手順をしっかりとってございますけれども、全体としての流れ、このような形の説明会、2ステップになると考えてございます。

説明会①というところが、まず必要となる許認可の申請の前での説明会ということ。また、許認可取得を経た上でFIT/FIPの申請という形になりますので、FIT/FIPの認定申請の前の段階では、許認可の取得状況などについてのご説明をいただくといった形になるということとさせていただきます。

なお、※でも書いてございますが、風力・地熱発電事業につきまして、環境アセスの対象である場合には、これらのFIT/FIPの認定に、申請要件としての許認可につきまして、認定後に取得することを認めると。認定から3年以内に取得を認めるといった条件付認定ということとさせていただきますので、このタイムラインについては13ページ、後で申し上げます

タイムラインという形になってまいります。

続きまして、12 ページ目でございます。環境アセスの関係の対象となる場合ということでございます。下に掲げてございますとおり、第一種、第二種ということで、比較的規模が大きい場合、電源の規模が大きい場合には、環境アセスの対象になるということでございます。

こうした規模を踏まえた対応ということで、環境アセスが求められているわけですが、13 ページ目でございます。タイムラインの整理でございますが、まず説明会①ということで、環境アセスの着手をする前の段階から、しっかりと地域の方々に青写真の段階からご説明していくということでございます。

その上で、②というところで、方法書の着手の段階というところで、これはFIT/FIP、現行でも認定申請を認めているところでございますが、説明会②ということで、FIT/FIPの申請前の段階では、このような形で、この場合は環境アセスで求めております方法書の段階での説明会等との連携をしていくといったことを真ん中のボックスの中に記載させていただいております。

また、もう一つのポイント、これは前回の会合でもご説明もしましたが、説明会③というところで、環境アセスが終わり、例えば陸上風車であれば、全ての配置も決まった上での環境アセスの評価書が出ているわけですが、こうしたことを踏まえた内容につきまして、ご説明をいただくということでございます。こうしたことを踏まえて工事着手ということを行っていくと。こうした説明会③が行われない場合には、条件付認定の条件を満たされないということで、必要に応じて取消しなどにも至るといった形になるということでございます。

なお、※2に書いてございますけれども、例えば配慮書プロセスを実施しない第二種事業でございますとか、こういったものにつきましては、説明会①の開催は不要であるというふうに考えてございます。

また※3、先ほど申しましたFIT/FIP認定の申請要件として、許認可を事前に取得を求めるものとの関係性などにつきまして、※3のようなことも記載をさせていただいております。具体的には、説明会②の段階におきましては、許認可の取得状況などについてのスケジュール等のご説明になるというふうに考えてございますし、説明会③の段階では、許認可取得の完了といったところについての説明を求め、なし崩し的な工事着手などにならないよう、そういったことも含めて、しっかりと説明会でご説明いただくことを求めていると考えているものでございます。

続きまして、資料14ページ目でございます。これは条例との関係ということでございます。黒丸に書いてございますとおり、条例を俯瞰して見ますと、条例におきまして求めている場合については、大体の場合、工作物の設置などについて、実際に工事着手までに求めている場合が多いということもございます。こうした中で、まず一つ目の説明会①でございますけれども、FIT/FIPの、まず認定申請の前に説明会①をさせていただくということ。

また、関係条例などについての許認可・届出を終了した段階で、また工事着手までの間、この間に説明会②ということで、条件付認定という形での整理をしていくということが適切ではないかというふうに考えてございます。

続きまして、15 ページ目でございます。これは温対法におけますタイムラインとの関係性というところでございます。温対法におきまして、地域脱炭素化促進事業の計画の認定の段階で協議会が開催されることになってございます。資料の真ん中、※で書いてございますけれども、法定協議会の中におきましては、住民、その他の関係者なども参加され得るということでございます。地域によっては、後で申し述べます説明会の対象になります住民の方々と、この協議会でのメンバーシップということが重なってくるということなども想定され得るということでございますので、こうした必要な要件が重なる場合、要件が充足される場合には、ここに書いてございますとおり、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うことも可能ではないかなということでございます。これは一つ一つ実態を見ながら判断していくことになろうかなと考えてございます。

16 ページ目でございます。再エネ海域利用法等の適用事業の取扱いということでございます。再エネ海域利用法でございますけれども、ご案内のとおりでございますが、漁業者等の利害関係者との調整をするスキームが法律上ビルトインされているというものでございます。

具体的には、二つ目の黒丸に書いてございますけれども、再エネ海域利用法のプロセスにおきまして、関係大臣、都道府県知事、漁業者等の利害関係者などが参画する協議会を組織されて、議論をいただくという形になってございます。

三つ目の黒丸ですけれども、このような再エネ海域利用法におきましては、必要な利害関係者との調整が図られることが前提となってございますので、再エネ海域利用法の適用事業につきましては、FIT/FIPの認定要件としての説明会等の事前周知は求めなくてもよいのではないかといた整理にしております。

続きまして、資料18 ページ目でございます。説明会の議事等でございます。前回の会合でも複数の委員から、質疑時間など、確保すべき時間など、そういった形式要件を策定すると、むしろ説明会が形骸化するおそれもあるということで、具体的な時間などについて示すのは難しいのではないかといたご指摘など。

むしろ説明会終了後に、二つ目の矢羽根ですけれども、一定期間、追加的に質問などを受け付けるなどの対応により、誠実な対応が尽くされることが重要ではないかといったご指摘。

また、三つ目の矢羽根ですけれども、質疑時間などを打ち切った場合には、その旨、質問の募集フォームにおける質問などの書面回答の内容の記載などを求めていってはどうかということ。また、四つ目の矢羽根ですけれども、説明会に参加できる上限の要件を課すような方向は、むしろ慎重に検討すべきではないかと。これも先ほどの一つ目の矢羽根と同じように、形式的な説明会の要件を定めることで形骸化といったご指摘の流れだというふうに

理解してございます。

これらを踏まえまして、20 ページ目でございます。説明会についての基本的な考え方でございますけれども、一つ目の黒丸に書いてございますとおり、まず説明会が形骸化することを防ぐために、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示すことはしないということではあります。一方で、住民からの質問などに十分対応できる質疑時間を確保した上で質問等に誠実に対応することが重要ということの考え方を示してございます。

その上で、説明会の開催回数などの議事の関係でございます。二つ目の黒丸ですけれども、1回の説明会に多くの住民の方が参加いただきますと、円滑な説明会の進行ということでは困難な場合が想定され得るということでございますので、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催することが必要となる場合もあるということでございます。

他方で、これらの場合におきましても、1回の説明会に参加できる住民の上限の数ですとか、説明会の開催回数といった具体的な基準を形式的に定めると、かえって形骸化するというおそれがあるということで、住民の方々との質疑に適切に対応できるような、十分な回数の説明会を開催した上で、住民からの質問等に誠実に対応するといったことが重要ではないかというふうに整理をしてございます。

これらを踏まえますと、質疑時間超過後に残った質問等の対応をする観点ですとか、また質問等の内容を客観的に確認する観点から、説明会后に事業者が一定期間、これは前回の参考となる条例などの例を踏まえますと、2週間ということの一つの目安だと思っておりますけれども、この期間にわたりまして、質問募集フォームなどを設け、当該フォームに提出された住民のご質問に対しまして、事業者が書面などにおいて誠実に回答することを求めることで、住民からのご質問等への誠実な対応をしっかりと担保していくといったことが適切ではないかと考えているところでございます。

なお、※で書いてございますけれども、住民からの質問が特に多い場合などでは、再度説明会を開催するというのも一つの選択肢だと思っております。その際にも、書面での回答を準備した上で、これらのフォームに提出された住民のご質問に直接回答するなど、誠実に回答するという、また、しっかりと書面での対応を残すということも重要だというふうに考えてございます。

続きまして22ページ目、「周辺地域の住民」の範囲というところでございます。特に土地／建物所有者の取扱いや自治体への相談プロセスといったことに関する論点でございます。前回会合におきましても、いわゆる住民の方々との定義といたしまして、居住者以外の方々についてのご指摘、ご議論がございました。

その際、一つ目の矢羽根にありますとおり、居住者以外の土地／建物の所有者についても、含めていくことが適切な場合もあるのではないかといたご指摘。一方で、これらの土地／建物の所有者を完全に特定することも困難ということで、事業者にとって過度な負担とならないような開催案内の方法等を検討することも必要ではないかといったご指摘もいただいております。

自治体への相談プロセスの関係でございますけれども、市町村が、慣れている市町村とノウハウが存在しない場合もあるということで、国がしっかりとサポートする必要があるだろうということ。

例えばということで、二つ目の矢羽根にありますけれども、再エネ特措法などのガイドラインにおきまして、市町村に事前相談の様式などを定めることで、自治体からの事業者への回答は根拠と併せて書面で行うこと、手続の透明化を図る必要があるのではないかとのご指摘もいただいているところでございます。

これらを踏まえ、また資料の25ページ目以降に掲げさせていただいておりますが、総務省さんにおけます調査なども前回ご紹介させていただきましたが、これらも参考にさせていただきながら、資料の28ページ目でございます。「周辺地域の住民」の範囲というところで、まず一つ目、土地／建物所有者の取扱いについてでございます。

一つ目の黒丸に書いてございますけれども、後で申し述べますとおり、電源種・規模ごとに発電所の敷地境界からの距離による定量基準を策定し、当該範囲内におけます居住者を「周辺地域の住民」の範囲の基本とするというふうにはどうかということですが、特に再エネ設備に隣接する土地／建物の所有者については、事業による影響があらうということで、勘案していく必要が高いというふうに考えてございます。

また、先ほど申し上げました総務省さんの調査の中間整理もそうですし、本ワーキングで実施しましたヒアリングなどでもそうございました。また、条例に基づく説明会の例におきましても、再エネ設備の設置場所に隣接する土地／建物所有者について、「周辺地域の住民」の範囲に含める例が見られたということでもございました。

これらを踏まえますと、三つ目の黒丸ですけれども、再エネ設備の設置場所に隣接する土地／建物所有者を「周辺地域の住民」の範囲に含めてはどうかというものでございます。

その際、委員のご指摘にもございましたが、開催案内の取扱いでございます。事業者の方々が、四つ目の黒丸に書いてございますとおり、具体的な土地／建物所有者を特定することが困難なケースもあるであろうということ。そのため、前回会合でご説明をしました説明会の開催案内として、ポスティング、戸別訪問など、いずれかの方法によると整理いたしました。事業者は、これらの方法によって土地／建物所有者への開催案内を行うことを求めたといいたしましても、土地／建物所有者に対しまして、開催案内を周知できないおそれもあるということに加えて、事業者の負担が過度になってしまうおそれもあるということでございます。

したがって、五つ目の黒丸に書いてございますが、説明会の開催案内につきましては、ポスティング、戸別訪問などのいずれかの方法によるとということに加えて、設置場所の隣接する土地／建物所有者にも事前に周知を図っていくという観点から、資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報の提供を求めてはどうかというふうに考えているところでございます。

なお、※で書いてございますとおり、説明会の方々、基本は住民の方々でございますけれ

ども、このように隣接する土地／建物所有者が説明会に参加するという際には、そうしたご自身が土地／建物の所有者であることを証するような書類等をご持参いただくことが必要となるというふうにご考えているところでございます。

加えまして、資料 29 ページ目、自治体への相談プロセスに関する論点でございます。市町村の方々に事前相談を行っていくという際に、公平性・中立性を確保するためのプロセスの透明化が必要といったご指摘をいただいたところでございます。

こうしたご指摘を踏まえながら考えますと、一つが①事業者が自治体に対して事前相談を行う際の様式を策定するという、また②自治体の方々が事業者に「周辺地域の住民」の範囲に加えるべきものを示す際の様式を示しながら、これらの①、②というところを書面で行うことを明確にしてはどうかというものでございます。特に、これらの様式を定めるということによりまして、自治体の方々の事務の負担を軽減していくという観点もございすし、また、そうした観点から、可能な限り簡潔なものとしていくということでございます。

その上で、自治体の方々のご判断の透明性を確保するという観点からは、当該者を「周辺地域の住民」の方々に加えるべき理由というところについても、併せて示せるような形にしてはどうかということでございます。その際にも、自治体の事務の負担の軽減ということの観点は非常に重要でございますので、想定される典型的な、※で書いてございますが、理由なども列記することで、チェックボックス形式など、自治体のご負担を軽減できることをしっかりと念頭に置きながら、工夫をしていくようなことが必要なのかなと考えているところでございます。

また、資料の 30 ページ目以降でございます。説明会の内容というところで、31 ページ目をご覧くださいますと、前回、①から⑤につきまして、必要な情報についての記載内容について、説明内容につきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。本日、⑥事業の影響と予防措置といったところについての論点につきまして、ご議論をいただければと思います。特に電源別の説明事項、電源共通での説明事項、両方あるということでございます。これらにつきましても、ヒアリングや委員の皆様のご指摘事項、また総務省さんの調査の中間整理なども参考にさせていただきながら、整理をさせていただいているところでございます。

まず、資料の 35 ページ目でございます。事業の影響と予防措置に関する説明事項というところの基本的な考え方を整理したのが、この 35 ページ目になります。再エネ事業の実施に伴います事業の影響・予防措置に係る説明事項の検討に際しましては、安全面・景観面・自然環境・生活環境面・廃棄などといったそれぞれの観点ごとに、これまでのヒアリング結果などを踏まえて、説明事項を整理してはどうかというものでございます。

その際に考えるべき二つの大きな柱がございます。一つが、電源の規模やエリア等に応じた整理というものでございます。二つ目の黒丸に書いていますとおり、電源の規模やエリア等に応じまして、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なるということから、これらの点を踏まえた適切かつ十分な情報が提供されるような整理が必要で

はないかということ。

また、説明の仕方の考え方でございます。三つ目の黒丸に書いてございますとおり、個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民の方々に対しまして、適切かつ十分な説明が求められるということでございます。このため、説明すべき事項、いわゆるWhatというところでございますが、Whatは明確に定めながらも、それをどのように説明するHowのところですが、Howについては、一律の説明の仕方限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた、適切な対応を求めることとしてはどうかということでございます。

説明の仕方の選択に際しましては、後で添付に記してございますが、別添1を含めました、お示しするような説明の仕方が一つ参考になるわけでございますが、これに限定することなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえまして、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法ということがあるのであれば、それを選択することも可能とするということを通じまして、むしろ再エネ発電事業者による主体的な説明、また創意工夫を含めた説明ということを実施していくと、実現していくということを促すことが重要ではないかというふうに考えてございます。

なお、五つ目の黒丸に書いてございますが、整理された説明事項につきましては、実際に事業により生じる影響やその予防措置について、より重点的に説明されることが必要であろうということでございます。説明事項、Whatの事項でございますけれども、Whatによっては、個別の再エネ発電事業によっては影響が限定的、もしくは影響が想定されないといったものも含まれるというふうに考えますけれども、その場合は、影響が小さい、もしくは想定されないということを考えると、端的かつ具体的な整理を求めるということで、説明するところについても、メリハリをつけた形での対応を促していくことも重要ではないかと考えるところでございます。

36 ページ目ですけれども、事業の影響と予防措置に係る説明事項でございます。まず安全面でございます。安全面につきましては、これら一連の再エネ特措法の改正にもつながりました関係省庁間での事業ケースに関する検討会などでの議論を踏まえた形で、今年の5月に、関係省庁間で太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方というものも整理をさせていただきました。これは土地の開発行為を含めた様々な状況につきまして、災害発生危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発などについての観点から、特に留意すべきことについて整理をしたものでございます。

例えば斜面への設置ということ、また盛土・切土があった場合の対応、また地盤の話、排水対策、法面の保護の話、防災施設の先行設置の必要性、設備設計に関する事項、また施工後の管理の継続性ということ、事業終了後の措置などにつきまして、項目を記しているものでございます。こうした項目につきまして、非常に有効だというふうに考えてございます。

こうしたものにつきまして、再エネ特措法の説明会等におきましては、十分な説明を求めたいということを整理しているところでございますけれども、三つ目の黒丸に書いて

いますとおり、こうして整理されました項目については、原則的に、この整理を活用する形で、事業の影響に関する安全面に関する説明を行っていただくと。また、適切な予防措置が講じられていることの説明も求めていってはどうかというふうに考えているところがございます。

一方で、先ほども申し述べましたとおり、例えば盛土・切土などの項目につきまして、当然、土地の性質・状況などによって説明の必要性が異なってくるということもございます。例えば盛土・切土を行わないエリアであれば、それは説明を行う必要がないと判断することになってまいりますので、盛土・切土を行わないといった、端的な説明をいただくという形になるというふうに考えてございます。

また、二つ目の※で書いていますとおり、この関係省庁申合せにつきましては、太陽光発電に関する事業の年度において整理したものではありませんけれども、電源特性が異なる風力・水力・地熱・バイオマス発電につきましても、やはりこうした土地の開発行為を伴う場合の安全面での項目という観点では、参考になり得るというふうに考えてございまして、こうした項目につきましては、申合せの内容を参考としながら、事業の影響と予防措置の説明を求めていくこととしてはどうかというふうに考えているところがございます。こうした観点で整理をしてございます。

また最後、※で書いてございますが、前回会合では、これらの安全面につきましては、いわゆる上流開発の土地の開発を伴う一部の区域においてのみ求めてはどうかという案でございましたが、広く全ての事案につきまして、基本的には求めていくことが適切ではないかというふうに考えてございまして、その中で、メリハリのついた説明を求めていくということで、事業者の方々にも留意しながら対応していくことが有効ではないかというふうに考えているところがございます。

具体的な関係省庁申合せに関するものにつきましては、37 ページ以降をご参照いただければと思います。

続きまして景観の関係、42 ページ目でございます。景観につきましては、全電源共通事項といたしまして、矢羽根の一つ目、景観面につきましては、その設置場所が、自然環境・景観保護を目的として条例で設定された保護エリアに該当する場合には、景観への影響を説明するという、また適切な予防措置が講じられていることの説明を求めてはどうかということ。

その際、二つ目の矢羽根ですけれども、例えばフォトモンタージュ法などイメージ図を用いながら、各自治体における条例で定められた基準を満たしているかどうかといった説明をすることが基本と考えてございますけれども、景観法の規定に基づき、自治体が定める景観形成基準の例なども踏まえますと、以下の項目については、必ず説明を求めてはどうかというものでございます。

まず、景観に影響を与える客観的要素として、発電設備の高さ、また敷地境界から設備までの距離、山頂や尾根や高台などの設置の回避ということ。また、予防措置ですけれども、

条例で定められている場合には、当該予防措置。また、条例でこうした予防措置などが規定されていない、もしくは明確でない場合には、事業ごとに適切な予防措置を求めていってはどうかということでございます。

事業ごとの適切な予防措置の例といたしまして、周辺地域との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更。例として色やデザインなど、例えば太陽光での反射の影響を最小化する素材の使用など、こうした例を示してございます。また、周辺の主要な眺望点や道路・居住地等からの眺望への配慮などということで、ここも緩衝帯の設置などの例を示しているということでございます。こうした例を示すことで、具体的な地域の状況などを踏まえて、ベストなものを具体的な予防措置として行っていただくということを、しっかりと説明いただくことが必要ではないかということでございます。

※で書いてございますけれども、もちろん、これらの項目につきまして、自治体におきまして個別の条例で、これらの内容と異なる内容の景観条例を制定することを妨げるものではないということは申すまでもないですが、念のため触れております。

続きまして、45 ページ目でございます。自然環境・生活環境の関係でございます。事業実施の規模にかかわらず、周辺地域の住民に影響が生じ得るということといたしまして、例えば電源共通の事項では、騒音・振動・排水の汚れ／濁りなどが考えられます。稼働中に限らず、工事段階に生じるものも含めて、しっかりと説明をしていく必要があると考えてございます。

二つ目の矢羽根ですけれども、各電源別の事項といたしまして、本WGでのヒアリングなどを含めると、まず太陽光発電であれば遮光や雑草の繁茂の関係、また風力発電であれば風車の影による日照の関係、地熱発電であれば温泉への影響や蒸気の噴出などの関係、中小水力であれば流量等への影響、バイオマス発電であれば燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響として、交通や、またばい煙や粉じん、また臭いなどについての関係ということでございます。これらの項目につきましては、電源の規模や事業実施エリアにかかわらず、事業の影響や予防措置に係る説明を求めてはどうかというものでございます。

なお、二つ目の黒丸に書いていますけれども、環境アセスの対象になるような大規模なものにつきましては、大気環境への影響ですとか、生物多様性への影響などについても、実際に環境アセスの評価を行ってございますので、これらの大規模な電源につきましては、例えば第一種・第二種事業のいずれにつきましても、環境アセス法に基づくような大気環境への影響や生物多様性の話につきまして、しっかりと説明を求めていくと。また、適正な予防措置を講じられているかについての説明を求めていってはどうかというものでございます。

46 ページ目、廃棄の関係でございます。再エネ設備の廃棄等に関する説明といたしまして、全電源におきまして、廃棄等費用の総額ですとか算定方法、積立開始時期／終了時期、毎月の積立金額をしっかりと示していくと、説明をしていくということは必要だと考えてございます。

また、太陽光パネルの関係でございますけれども、環境省さんにご議論をさせていただい

ています廃棄・リサイクルの検討会でも示しましたところでありますけれども、太陽光パネルにつきましては、メーカー名、製造期間、鉛・カドミウム・ヒ素・セレンなどの4物質の含有情報の説明を求めていくというふうになってございますけれども、これらについて、説明会において求めていってはどうかというものでございます。当然、検討会によって今後情報もアップデートされていきますので、それに応じた対応をしていくというふうに考えてございます。

46 ページ目、四つ目でございますけれども、工事時に発生する産業廃棄物・残土に関する説明ということでございます。これらは当然、工事などに伴って発生する対応について、しっかりと説明を求めていくということ。また、※で書いてございますが、土地開発に伴う許認可に関しまして、事業の終了後の土地の原状回復義務を負う場合には、その内容の説明を求めていくということも併せて必要ではないかというふうに考えてございます。

これらの説明させていただいたことを47ページ目、一覧にした表でございます。特に安全面につきましては、昨今の自然災害なども増加している中であって、より再エネ設備において説明が求められていくというふうに考えてございますので、しっかりと全電源において対応を図っていくということ。また、景観面も同じく、しっかりと全電源において対応していくということ。それ以外の自然環境・生活環境などにおきましては、共通事項、電源に応じた特殊性などについて、最低限求めていくことを記載しているということでございます。もちろん、これらはミニマムに求めていくということでございますので、冒頭に委員の方々からご指摘していただいたような、これらに加えて、地域の状況とか住民のご懸念に応じて説明を追加していくこと、充実させていくこと、これは当然必要だというふうに考えてございます。

続きまして、③「周辺地域の住民」の範囲（定量基準）でございます。

49 ページ目でございます。前回会合におきまして、住民の範囲につきましては、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による定量基準を設定し、その範囲内の住民の方々、居住者を基本とした上で、自治体の事務負担にも配慮しながら、設置場所等を踏まえながら、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うという観点からは、説明会開催の要件として求められる事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行い、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重し、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えるといった整理を記載いただいているところでございます。本日の会合では、①の定量基準につきまして、条例に基づく説明会の事例ですとか、その調査の中間整理、また本WGでのヒアリングの結果や、そこでの委員の皆様方でのご議論などを踏まえまして、電源種・規模ごとの具体的な手法をご議論いただきたいと思いますと思っております。

資料でございますが、54 ページ目、先に参考のほうをご覧くださいと思います。資料の54 ページ目でございますけれども、再エネ設備の設置等に当たりまして、説明会の開催等を求めている条例の分析というものでございます。

資源エネルギー庁のほうで実施しております、全国の自治体を対象とした条例の制定状

況の調査がございます。これらの調査のうち、回答いただきました調査時点におきましてですけれども、194件におきまして、具体的な説明会などの開催義務を求める条例を制定しているということがございます。下に※で書いてございますが、そうした開催義務を求める条例は194件あります。これらの条例のうち、説明会の対象となる住民の範囲について、発電所の境界からの距離などの定量基準を設けているものを分析しました。調査時点では58件、先ほどの194件のうち58件の条例が対象ということがございます。

この58件の分布を示したものが上のチャートでございます。こうした調査時点での暫定的な分析ではございますけど、二つ目の黒丸でございます。これらの分布につきましては、暫定的な分析でありますけど、分析対象約7割の条例におきまして、発電所の敷地境界からの距離等が5から100m以内の住民を対象としていて、中央値は100mというふうに、下に赤字でも書いてございますが、なっているということがございます。

また、分布の特徴を三つ目の黒丸に書いてございますけれども、低圧太陽光につきましては、調査時点で確認されたもののうち、最も広範な住民を対象としているものであっても、発電所の敷地境界の距離は200m以内の住民を対象とするものであるということで、50m未満、50m、100mのところ、ほぼ取れんしているというものでございます。

一方で、発電所の敷地境界からの距離等が300m以上の住民を対象としている条例、右側に、下に吹き出しでも書いてございますけれども、例えば高圧の電源でございますとか、風力発電の対象というものが見られたということでもございました。逆に300m以上の距離を持っているものの中には、低圧太陽光についての対象というものは含まれていなかったと、確認されていなかったということもございます。

これらも参考にしながら、53ページ目でございます。「周辺地域の住民」の範囲（定量基準）につきましてはの整理というものでございます。まず低圧50kW未満、一つ目の矢羽根につきましては、先ほどご紹介いたしました説明会の開催義務を定めている、条例を定めている自治体の対象の範囲なども参考にいたしますれば、発電所の敷地境界からの距離等による定量基準を設けている、調査時点で確認されたものの中央値を参考に、100mでございましたが、これらも踏まえまして、事業実施場所の敷地境界から100m以内としてはどうかというものでございます。

また、高圧50kW－2MW、また特別高圧2MW以上につきましては、再エネ発電事業の実施による影響が及び得る範囲が当然大きくなるという中で、先ほどお示ししました条例の分析などにおきましての分布状況なども参考にいたしますと、大規模事業を念頭に、発電所の敷地境界からの距離などを300mとする定量基準を設定する例も見られるということでもございますので、事業実施場所の敷地境界から300m以内としてはどうかというものでございます。

ただしということで、三つ目の矢羽根でございますが、環境アセスメント対象となる大規模電源ということで、これにつきましては、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1kmの範囲としているものも環境影響評価ではあります。また、先ほどの条例の分布な

どについても、1 km というような例も、風力の場合ではございました。

これらを踏まえますと、環境影響評価法に基づく環境アセス、これは第一種事業に限っての対象となる大規模の電源につきましても、事業場所の敷地境界から1 km 以内の住民の方々を対象としてはどうかというふうに考えているところでございます。

※でも書いてございますけれども、市町村から、地域の実情を踏まえて、これらの範囲外の住民にも説明すべきという意見があった場合には、その意見を尊重し、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えていくということとしてはどうかというものでございます。また、環境アセスの関係でも、ここに書いてございますような留意点があるというふうに考えてございます。

続きまして、認定事業者の責任の明確化というものでございます。58 ページ目でございます。これも少し従前になりますが、6月の時点で一度議論をさせていただいたものを、より具体的に示したものでございます。

資料 58 ページ目でございますけれども、委託先から認定事業者に対する報告内容等でございますけれども、二つの大きな段階があるかと思っております。まず一つ目、①委託先から認定事業に対する報告、②認定事業者から経産大臣に対する定期報告の、それぞれの内容についての整理案ということでございます。

まず①委託先から認定事業に対する報告でございますけれども、まず、二つ目の黒丸に書いてございますが、認定事業者・委託先との関係において、監督義務を外形的にも確認するために、認定事業者と委託先との間で書面での契約書を締結するという事。この書面の契約書の中におきまして、委託先も関係法令の遵守を含めた認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するということ。また、委託先から認定事業者に対する報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などといった事項を当該契約書に含めるといった方向を整理いただいているところでございますが、これらの中でも、委託先から認定事業者に対する報告につきましては、例えば手続代行とかプロジェクトマネジメント、設計とか工事関係の委託などが様々想定されるわけでございますけれども、報告の形式につきましては、一律に定めると、かえって報告が形骸化する可能性もあるということで、一律の報告の形式とかではなく、認定計画・認定基準の遵守状況を報告するように、認定事業者が委託先に求めることが適切ではないかということで、一律ではない形での対応ということも許容してはどうかというものでございます。

また、頻度につきましても、一律には定めないものの、定期的な報告に加えまして、これは例えば年1回ということだと思っておりますが、こういった定期的な報告を求めることに加えまして、災害発生時や計画違反などがあった場合には、適時、報告を求めていくといったことが一つの考え方ではないかと考えております。

59 ページ目です。認定事業者から経産大臣に対する報告でございます。認定事業者から経産大臣に対しては、定期報告を年1回実施しておりますので、この中におきまして、委託の実態報告をさせる方向と整理をいただいているところでございます。

この報告におきましては、具体的な委託契約書の有無や委託契約の相手方、委託契約の概要ですとか、委託先から認定事業者に対する報告の内容を求めているかどうかと考えています。

その上で、今回の法改正を踏まえた措置といたしまして、必要に応じて報告徴収・立入検査を行うということで、委託先も含めた対応を行っていくということで、委託契約書の原本や監督義務の実情を詳細に把握し、監督義務の不履行が確認された場合には、指導・認定取消といった厳格な対応を行っていきたいというふうに考えてございます。

交付金の一時留保の関係につきましては、従前、6月の段階でご説明をさせていただいた方向性の下で行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後の論点になります。太陽光パネルの増設・更新に関するルールの関係でございます。これも6月の時点でご紹介させていただきました方向性を踏まえつつ、1点整理をしております。67ページ目に書いてございますが、更新・増設される際のパネルの適正廃棄ということでございます。更新・増設されるパネルにつきまして、特に増設分に関する廃棄等費用を確保し、適正な廃棄を担保するために、どのような対応が必要かといったご議論の論点がございました。

68ページ目ですけれども、委員の方々からのご指摘事項といたしまして、特に増設分のところについて、残された調達期間や交付期間の間に、どのように廃棄費用の確保を担保するのが課題ではないかといったご指摘をいただいております。

69ページ目でございます。太陽光パネルの、特に増設に伴う適正な廃棄の確保ということでございます。

一つ目の黒丸に書いてございますけれども、パネルの増設というところが発生した場合におきましては、積立開始から増設までの間の増設分に対しては、廃棄費用の積立てが行われていないという状況でございます。

左下に点々で囲っている、この空白のところの積立てがなされていないというのが、増設に際しては、そうなるということでございます。更新の場合は、この部分については積立てがなされた上で、廃棄するパネルについては積立金を使用しないといった整理をいただいておりますので、このところがちゃんと積み立てられているわけでございますけれども、増設の場合は、この点線のところがまさに白地であるということでございます。

したがって、二つ目の黒丸ですけれども、こうした不足分につきましては、増設の際の変更認定時に、一括して原則外部積立てを行うというふうにしてはどうかということでございます。なお、廃棄等積立費用制度におきまして、内部積立てを行うことができる要件を満たす者につきましては、一括して内部積立てを行うことを認めてはどうかということでございます。

積立ての方法につきましては、配当積立制度の方法に準拠するというので、仮に適切な積立てが行われない場合には、変更認定を行わないというふうにしてはどうかということで、確実に廃棄等費用の積立てがなされることを前提に、増設についての計画を、変更認定を求めていくというふうにしてはどうかといった案でございます。

長くなりましたが、以上、全体を通じました事務局からの説明でございます。

以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、資料1ですかね、事務局の案について、質疑応答・自由討論とさせていただきますが、内容は非常に大きくて、それから特に最初の説明会等の認定要件のところは、かなり分量的にも多いということもございまして、内容的にも多いということがございますので、二つに分けてご議論していただきたいと思います。

前半は、今申し上げた説明会等の認定要件化に関する詳細設計、これは全体の目次で言うと(1)のところですね。これについて、まずは議論していただく。これは最初のページから54ページまでの部分、これをお願いすると。ここまでということ。

後半は、監督義務に関する認定事業者の責任の明確化とか、それ以下、全体の目標で言うと2から4まで、残りの論点について議論したいと思います。事務局資料だと55ページからですかね。その(2)と(3)のところですね。これをお願いしたいと思います。

例によって発言のご希望の意思表示はチャットボックスでお願いします。発言希望と書いていただくということです。

それでは、これから開始しますが、冒頭のご説明にありましたように、桑原委員が早めにご退席になるということなので、よろしければ桑原委員からご発言をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○桑原委員

どうもありがとうございます。ご配慮いただき、ありがとうございます。

事務局の取りまとめ、ありがとうございました。全体にこれまでの議論を踏まえて丁寧にバランスよく整理をしていただいたと思っております。私は基本的に、この事務局案、後半部分も含めて全体に異存ございません。その上で何点か、コメントといたしますか、意見を言わせていただきます。

まず、5ページについてです。以前、今回の直接の審議対象ではないものの、長期にわたる地域共生が重要であることや、現に地域住民に不安が生じているケースがあることなども踏まえ、認定時の住民説明会だけでなく、その後の期間における制度の在り方も検討が必要ではないかと申し上げました。これに関連して、5ページの最後のところに、FIT/FIP認定取得後も継続的に適切なコミュニケーションが図られることが重要であるということをご記載いただいていることや、その上の※のところに、説明会の概要報告書の公表、あるいは住民から資源エネルギー庁への通報を行うことができる通報フォームを整備することなどの手当を行うなど、さらなる高度化につなげていくということも記載いただいております。これは非常に重要な点と思っております。単に認定申請時に説明会を開催すればよいのではなくて、地域の懸念に長期的に誠実に対応することが重要だということを事業者側にも周知されていくように、ご認識いただくよう取り組んでいただければと思いますし、また、今お話ししているのは、これから認定申請する案件ですけれども、

認定取得済みの既存の事業者との関係でも対応が取られるように、例えば通報フォームなどは既存事業者との関係でも使えるようにできないかなど、引き続き検討と取組をお願いしたいと思います。

それから、20ページの説明会の議事や31ページ以降の説明会の内容なども、事務局案で異論ございませんが、今後、様々な事例の積重ねも行われていくと思いますので、また、通報事例などもいろいろ出てくると思いますので、そうした事例も踏まえて、議事の在り方や説明内容については、ガイドライン等でいろいろ例示を行っていただき、また、これを定期的に見直すなどすることで、よりよい在り方、プラクティスを目指していただくようお願いしたいと思います。

それから、後半部分についても、この後退席しなくてはならないので、1点だけ意見を言わせていただきます。58ページのところで、委託先との関係の監督のところでございます。こちら事務局案に異存ございません。その上で、一律に形式的にするというよりは、趣旨に沿った遵守状況の報告を求めるということについても、それでよろしいと思うのですが、この※のところにも書いてございますように、典型的な事例での望ましい報告の在り方について、たとえば、現地に行かない場合でも、きちんと写真で確認して、これを添付するなど、※に書いてあるようなところもぜひ示していただいて、実質的なところがしっかり担保できるように、ガイドライン等で整理をいただけるとよいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

事務局、よろしいでしょうかね。コメントいただいたところについて、ご配慮いただくということで。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

いずれの点も、通報フォームの既存の事業者への対応も含めて、やはり長期電源化ということで、まさに委員ご指摘いただいたような、今回、この認定要件化した説明会というようなこと、取っかかり、スタートラインだと思ってございますので、しっかりと長期電源化していく上で必要な検討、もしくは今回措置していくような内容の中で、既存の事業者も含めて活用できるものについて、むしろ枠組みについてはしっかりとフル活用していくというふうに考えていきたいと思っています。

また、事例の積上げの中で、ガイドラインの追加、また補充、また場合によっては要件の見直しということも、当然、高度化・充実化していくべきだと考えてございます。

58ページの委託先のところも、まさに典型的なものなど、事業者の方々にとっても、委託先の方々にとっても、簡便な、かつ、こうすればいいんだということが分かりやすいような形でのお示しということは当然必要だと思いますので、先ほどのガイドラインなどにおけます事例の充実なども含めまして、こうした報告の際の関係でも、同じようにしっかりと

対応していきたいと考えてございます。

事務局からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

○桑原委員

ありがとうございました。

○山内座長

それでは、ほかの委員の方からご意見を受けたいと思います。チャットでご発言をご希望いただければと思いますが、いかがでしょうか。

興津委員から手が挙がりました。興津委員、どうぞご発言ください。

○興津委員

興津でございます。どうもご説明ありがとうございました。私からは、自治体の関係について、ちょっと発言をさせていただきたいと思います。

まず、スライドで申しますと 29 ページになるのですけれども、これは説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲について、自治体が意見を述べる際の手続あるいは形式についてご提案してくださっています。自治体の意見を聞く際の法令要素としては、一つ自治体側の事情として、自治体に対して過度の負担にならないことと。もう一つは、事業者に対して自治体の意見の公正性・中立性・透明性を確保すると。ありていに申ししまえば、自治体が事業に反対の立場から不当に広い範囲の周辺地域の住民の範囲を示すようなことになっては、これは事業者に対する権利侵害になりかねないということですので、そういったことを防ぐという要請があるかと思います。この 29 ページのスライドは、周辺地域の住民に加えるべき理由などの様式をガイドラインとして定め、その様式に従って自治体が記入を埋めていくことによって、適切な範囲と、それから範囲を設定した理由を示すことを誘導しようとするご提案であると理解をいたしました。

これは、やり方としては、自治体に対して、もうちょっと実体的な基準を示すというやり方もあるのかもしれませんが、そこまで細かいことを定めるのではなく、様式を定めて、それで一定方向に誘導していこうと。同時に自治体の負担を減らそうという方向のご提案かなと思いましたが、それは合理的なことかなというふうに思いました。

意地悪な見方をいたしますと、様式というのは潜脱が幾らでも可能でありまして、様式を無視して不当なことをやるという可能性も、排除できないわけではないんですけれども、最初からそのような性悪説な見方に立つのではなく、自治体ですので、ひとまず信頼して、こうした様式で対応していくというのは、一つの合理的なやり方かなと思いましたが、この点は賛成の意見を申し述べたいと思います。

このように自治体から意見が示された場合、その示された意見が、周辺地域の住民の範囲に取り込まれるという説明が、例えばスライドの 49 ページであるとか、53 ページの辺りになされておりました。ここからちょっとご質問にわたっていくんですけれども、自治体から

示された範囲が周辺地域の住民の範囲に加えられるということになると、事業者としては、その自治体の意見も踏まえた上で、説明会の対象範囲を設定するということになるんだと思います。法的に問題になるとしたら、事業者が自治体の示された意見に不服であって、要するに自治体から不当に広い範囲が示されていて、本来説明会をやる必要はないのに、そこについてまでやらなければならないということに不満を持つ可能性というのがあるかと思われました。

事業者が説明会をやるに当たって、自治体の意見に従わなかった場合に、どういう法的効果が生じるのかということをお伺いしたいと思います。選択肢としては幾つかあり得て、一つは、自治体の意見というのは一種の参考意見、あるいは行政指導にすぎないので、法的拘束力を持たない。したがって、自治体の意見に従わなかったとしても、何ら法的効果は生じないというやり方もあるかと思ひますし、あるいは自治体の意見というものをFITの認定に際する考慮要素とすると。自治体の意見に従わなかったから即不認定となるわけではないんだけど、それは不利益的な考慮要素として考慮した上で、認定不認定を決めるというやり方もある。これですと、自治体の意見というのが一定の法的重みを持つてくるのかなと思ひます。

もっとラディカルなやり方としては、自治体の意見に従わなかった場合には、それは法的に求められた説明会を実施していないということになりますので、それは不利益の考慮要素と言うまでもなく、端的に不認定の事由になると。そういうやり方もあるかなと。この一番最後のやり方でいきますと、自治体の意見というのが、法的拘束力を端的に持つてくるということになるのかなと思ひます。この辺り、幾つか選択肢があろうかと思ひますが、事務局のほうで、どういったイメージで考えられておられるのか、見通しをお聞かせいただければと思ひます。

あと、最後にもう一点ですけれども、仮に事業者が自治体の意見に不服を持って、これは争いたいと考えた場合に、どのような争いの仕方があるのかなと。自治体の意見が仮に法的拘束力を持つといたしますと、これに対して直接訴訟を提起するということもあり得るのかなと。あるいはまた不認定となった場合に、不認定の取消訴訟の中で、自治体の意見の違法性を主張していくやり方もあるのかなと。これは自治体の意見にどのような法的な効果を認めるかというところと連動いたしますので、直ちに私のほうでも整理がついているわけではないですし、最終的には裁判所が判断することですので、事務局のほうへ今、端のお答えを求めるといふ趣旨ではないんですけれども、問題点としては、そういった事後的な紛争というのもあり得るかなと思ひましたので、もし、現時点で何か見通し、お考えになっていることがあれば教えていただきたいと存じます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

ここからは通常の形式で、皆さんから、まずご意見をいただいて、それから後ほど事務局

からご回答、コメントということにさせていただきます。

それでは次、大貫委員、どうぞご発言ください。

○大貫委員

ありがとうございます。私のほうも、事務局の取りまとめに基本的なところで異存はございません。2点のみの意見を申し述べます。

まず、5ページの最後の黒丸のところでございます。これは先ほど桑原委員のほうからもご指摘があったところですが、FIT/FIP認定取得後、運転開始後も継続的に各事業の実施段階に応じて適切なコミュニケーションを図ることが重要であると。これは大変重要なことだと思います。説明会のみが地域住民とのコミュニケーションではなく、継続的にコミュニケーションが図られるということを示しており、この充実には大いに賛成したいと思います。

ただ、こうした文面がスローガンに終わらないようにしなくてはならないと思います。例えばコミュニケーションの手段として、随時の質問受付、必要に応じた説明会などを行うということは考えられるわけですが、こういったことを今後作られるガイドラインに例示として入れておくということが、一つは、今書かれているようなことがスローガンにとどまらないためにも意味を持つてくるのではないかと思います。これが1点であります。

それから、もう一点は、15ページと16ページに関わるところでございます。ここには、温対法及び再エネ海域利用法に基づくそれぞれの促進区域の指定に当たっての協議会が開催される場合には、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法の説明会を行ったものとするというふうな趣旨のことが書かれてあります。事業者の負担を考えると、適切な仕組みだろうと思います。しかしながら、事務局のスライドを見ますと、再エネ特措法の説明会を行ったものとする一つの理由として、必要な利害関係者との調整が図られていることが想定されていることを踏まえとありますが、協議会はあくまでも協議会の場でありまして、地域住民等への説明会とは異なるわけでございます。再エネ特措法が求める説明事項について説明がなされるという保証もありませんし、当然、説明の範囲が再エネ特措法と同様になると、地域住民等の範囲が一緒になるという保証もありません。この点は、事務局は個々の場合の検討になるというふうに先ほどおっしゃっていたわけですが、むしろ個別的な検討になるよりは、例えば温対法、再エネ海域利用法において何らかの対応をして、協議会において適切な説明事項が出され、適切な範囲の住民等に説明がなされることを確保するという仕組みを考えたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

以上2点でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、次に松本委員、どうぞご発言ください。

○松本委員

山内座長、ありがとうございます。

事業説明会の認定要件化に関する詳細設計案を丁寧にお示しいただきまして、大変ありがとうございました。最近の再エネ開発への反対運動や自治体のスタンスは、相当厳しいものになってきているという話は聞いております。健全で進めるべきプロジェクトが止まってしまうよう、事前説明会の認定要件化に関して詳細設計を行うことは大変重要であると思っております。

それでは、個別に少しコメントさせていただきたいと思えます。

まず 11 ページから 14 ページですが、ほかの制度とのタイムライン等の整理案として、3回の説明会、許認可申請前に1回、FIT/FIP認定手続前に1回、許認可取得後から工事着工前に1回行い、もし変更点があれば、工事着工前に説明することも賛成いたします。

また、15 ページ、16 ページに示された地域脱炭素促進事業や再エネ海域利用法の適用事業については、ステークホルダーとの協議を行っていることから、説明会の開催を求めないということも、ある意味同意はいたしますけれども、先ほど大貫委員からのご指摘がありました。このご指摘について検討する必要があるのではないかと思っております。

また、20 ページの説明会の議事案についてですけれども、質疑時間の超過後の質問等への対応として、説明会後に事業者が一定期間、質問募集フォームなどを設けて、事業者が質問に対応する案について賛成いたします。やはり地域の懸念を払拭するために、住民からの質問には丁寧にお答えする必要があると思っております。

それから、28 ページの「周辺地域の住民」の範囲、土地/建物所有者の取扱いですけれども、五つ目の黒丸です。説明会の時間や場所の開催案内を、設置場所の隣接する土地/建物の所有者にも事前周知を行う観点から、資源エネルギー庁のウェブサイトなどに掲載してもらって事前周知を行うことは、よい案だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして 36 ページですが、事業の影響と予防措置に係る説明事項（安全面）について、今年5月、省庁間での太陽光発電設置の開発許可等の基準や運用の考え方を整理していただきました。これは特に事業者に留意していただきたいことですので、要点をまとめたチラシを作ってもよいのではないかと思います。

続きまして、42 ページです。事業の影響と予防措置に係る説明事項（景観面）について、分かりやすく住民に説明するために、イメージ図などを示しながら、景観に影響を与える客観的要素への予防措置についてお示しいただきましたが、これは事業者にとって、説明する上で大変参考になると思えます。

それから、53 ページです。「周辺地域の住民」の範囲（定量基準）（案）については、今後の状況を鑑みながら、定量基準をチューニングしていくことでよいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、続いて神山委員、どうぞご発言ください。

○神山委員

神山でございます。丁寧にご検討いただきまして、ありがとうございました。全般に賛同させていただきます。その上で、幾つかコメントを述べさせていただきたいと思えます。

まず、5ページ目でございます。桑原委員や大貫委員もおっしゃったように、5ページ目の最後のほうにございますとおり、説明会をスタートラインといたしまして、また機会の一つでございまして、今後も継続的に適切なコミュニケーションというのを図っていただく姿勢こそ求められますので、こうしたことが趣旨・目的として明記されていることに感謝したいと思います。

また、11 ページ以降の説明会の開催回数についてでございますが、アセス法や温対法、また条例等を勘案して、他の法令等の制度とのタイムライン等の整理を図解していただいております。こちらにも賛同いたします。原則として、複数回開催となる場合は、新しい説明、新たに説明すべきことがあるので、説明会を開催するということになろうと思っております。必要な情報が周辺住民に共有されるように、かつ、できるだけ事業者側の負担は減らすようにということの基本指針としていただければと存じます。

その点では、29 ページにもございますが、自治体に事前相談していただくということが、条例との整合性や地域の実情への配慮からも重要になってくると考えております。この自治体への事前相談の旨、ガイドラインに明記していただくことに賛同いたします。

他方で、興津委員がご指摘されましたように、私は事前相談で自治体側が申し述べた内容というのは行政指導かと思っていたんですけれども、ご指摘ももっともでございまして、自治体側からのコメント等の法的性質というものも、明記していただければと存じます。

加えまして、28 ページでございますね。隣接する不動産権者を周辺住民に含める件につきまして、その開催案内の周知方法というのが議論されております。エネ庁ウェブサイトを公示のように利用する方法ということに賛成いたします。自治体の公式ウェブサイトという方法もあるかと思うのですが、自治体のウェブサイトは大変賑やかでございまして、情報の在りかが分かりづらいので、このほうが不動産権者にも利用しやすいと存じます。注意点といたしましては、説明会の一定程度事前にとということですよ。直近では説明会に行けませんので、十分な確認の時間がある形で公示していただくというのが必要になろうかと思えます。また、そもそもエネ庁ウェブサイトで一括公示いたしますということを徹底して周知いただくことというの、重要になってくるかと思えます。

続きまして、35 ページ以降なんですけど、何をどのように説明するかという部分ですが、こちらにも明確にいただき、感謝いたします。特に住民の方々が懸念されている安全面について、手厚く規定していただいていると存じます。心配しておりますのが時間との関係で、どこまで丁寧に説明するかということです。ご挨拶や会社説明だけが長いのもいかなも

のかというふうに思っております、質疑応答を合わせ例えば2時間というように設定いたしますと、その時間の使い方のベストプラクティスというようなものを提示していただければと存じます。本来は、プレとして説明会のひな形を我々も拝見、検討できればいいのかなと思っておりますが、現状、そこまでは難しいと思っておりますので、どうかご検討のほどよろしくお願いたします。

最後に45ページの、原則として法アセス対象の案件に関して、大気や水環境、生態系影響などを説明事項に入れるという点にも賛同いたします。生活環境という用語を、やはり環境基本法2条3項の生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）というものを基調としたいと存じますので、この点から勘案いたしますと、9ページ目等の、条例において自然環境や景観保護等を目的として、それが再エネ施設設置に当たっての許認可・届出等を求める場合に説明会の開催を求めることや、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容の説明会開催というものとも整合すると考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは次は、高村委員、どうぞご発言ください。

○高村委員

山内先生、ありがとうございます。基本的に、事務局から本日ご提示いただいた案について賛成をするのを前提として、幾つかお願い、あるいは検討いただきたい点を申し上げたいというふうに思います。

一つ目は、スライドの15の温対法の促進区域での事業認定です。こちらは大貫委員、ほかの委員からご意見があった点かと思っております。今、事務局からご提示いただいている内容は、当然、温対法の下で設置をされる自治体の協議会において、促進区域の地域の住民の説明について、再エネ特措法に基づく、ここで議論をしている説明会に関する要件を全て充足している場合にはということです。全てを充足していない場合には、当然、ここで議論している説明会の要件を求めていくということだというふうに理解をしています。

したがって、こちらのスライドの15のところをいくと、むしろ温対法の促進区域が、再生可能エネルギーを促進するために事業認定をワンストップ化しようという目的で進めていることを考えると、ぜひエネ庁さんと、そして当然温対法の促進区域を所管している環境省が、もちろん中心にならざるを得ないんですけども、協力をして、やはり自治体の促進区域における事業認定において、協議会での議論が、ここで求めている、ここで求めているというのはFIT/FIPの事業案件ですけども、こうした要件を満たすような形での協議会への情報提供なり、あるいは必要な措置を取るように、自治体にしっかり周知をしていただくということが必要ではないかと思っております。この点、関係者もマニュアルあるいはガイドライン等準備をされていると思っておりますけれども、この点を協力して進めていただきたい

いというのが1点目であります。

それから二つ目が、これも大貫委員からご指摘があったところですが、再エネ海域利用法に関してのスライドの16です。こちら、再エネ海域利用法の適用事業について、ここで議論しているFIT/FIPの認定要件としての説明会等の事前周知を求めないということについてはよいんですけども、他方で、少なくとも、これは質問も含めて私が見落としていたところがあったら教えていただきたいという趣旨も含めてですけども、今の再エネ海域利用法の形ですと、協議会において必ずしもここで求める情報が示されて、必要な対応がなされるということが法令上は確保されていないのではないかというふうにも思っております。したがって、ご検討いただきたいのは、これは私がしっかり理解していないところかもしれないけれども、そういう理解で正しいかということと同時に、もしそうであるとすると、再エネ海域利用法で立てられる協議会においても、ここで求める説明会に相当するような情報が提示をされ、しっかり協議がされるということを確認していただく、何らかの対応を取っていただく必要があるのではないかということでもあります。

これは関連してご質問なんですけれども、再エネ海域利用法の下で、一定の事業に関して、国交省の事業に伴って行われる活動について、国交大臣の許可が必要なものがあると思います。そこで場合によっては求められるものというのが、今回、環境影響評価法等との関係で整理をしていただいておりますけれども、ここで言っている国交省が求める国交大臣の許可の手續との関係で、一定の整理が必要なものがあるかという点については、検討されていけば教えていただきたいと思っておりますし、特に問題がない、あるいは何らかの対応が必要かどうかという点について、もし必要であれば、検討をお願いしたいというふうに思っております。

3点目がスライドの20でありますけれども、こちらは基本的に賛成であります。特に一番最後のところで記載をしていただいておりますけれども、説明会に、やはり仕事やいろいろな用務の関係で出席ができない周辺住民等も存在し得ると思っておりますと、むしろ積極的に説明会に補完をする、こうした意見提出の機会、質問を提出する機会を保証していくということの、地域の住民とのコミュニケーションを促進するという意味で、プラスの効果があるというふうに思っております、この点、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

4点目ですけれども、スライドの28です。こちらのご提案についても、前回の議論を踏まえて検討いただいた点だと思っております。ここで一番最後に資源エネルギー庁のシステムを活用した説明会の開催情報の提供を求めているというご提案をいただいております、ぜひこれはお願いしたいというふうに思います。これはご提案にあるように、土地や建物の所有者への事前周知、これは事業者にとっても負担を軽減すると思っておりますし、同時に土地／建物の所有者にとっても、その地域に居住をされていない所有者にとっては、非常に重要な周知の方法になるというふうに思います。これはぜひ、もう一つ、せつかくのシステムですけども、これは非常にやはり期待をするところがありまして、ここで議論しているように、やはり認定前から、そして認定後、複数回の説明会が想定される事業もあり、かつ

冒頭に書いていただいているように、事業計画の作成の初期段階から、事業期間全体を通じた地域との積極的なコミュニケーションを図っていくということが、地域共生型の再エネ導入にとって非常に重要だと思います。その意味で、一種ワンストップの再エネ事業について、情報が提供されるシステムをつくっていただくというのは、単に土地／建物の所有者に対する情報提供以上の効果があるというふうに思っています、ぜひ検討いただきたいという点です。

最後ですけれども、これは桑原委員が既認定案件の取扱いについてご発言をされました。私も同じ趣旨での発言です。現行の事業計画策定ガイドラインでも、計画作成の初期段階から、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、しっかり地域住民に十分配慮した事業の実施に努めるということは定められているというふうに思っています、その意味では今、新規認定要件という意味で、新規の認定案件を想定して議論をしていますけれども、この事業計画策定ガイドラインにある、努力義務と言っていいのでしょうか、に従って、既認定案件に対して、どのようにうまく新規の案件に準ずる、あるいはそれに相応するような取組を促していくかという点についても、今後、ご検討いただければというふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは大関委員、どうぞ。

○大関委員

ありがとうございます。産総研の大関と申します。ちょっと途中抜けてしまったので、重複するコメント等であったら申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

まず、お取りまとめいただいて、また詳細な検討をいただいて、大変ありがとうございました。基本的には賛成したいと思っています。それで、全体の話をもとに1点と、あと、少し個別のコメントということで1点したいと思っています。

全体としては、説明会に限らずですけども、引き締める方向であるということは、一方で事業者の開発意欲とある程度トレードオフにならざるを得ないと思っていますので、モチベーションの低下というのは、そういうものに動いていくだろうというふうに思っています。

太陽光について言えば、ほかの電源と比べて設置する場所の自由度が非常に高いので、ほかの電源はそうはいかないと思いますが、地域との共生を考えた場合は、後から何かもめるんじゃないかと、あらかじめやっぱり選ぶときにどこにするかというところが重要であることを考えると、この辺りの政策は、そういう場所を誘導していく一環であると考えれば、必要なことなのかなと思っています。

そういうことで言うと、事業者の行動としては、説明会が不要な場所を選択していくというように動いていくのかなというふうに思うと、一つは建物だと思いますので、それ

自体はいいことかなと思っています。ただ、エネルギー政策全体で、建物だけで十分かというところ、そうでもないと考えたら、やはり地域と共生するような地上設置の利用をいかに増やすかということは、継続的に考える必要があるかと思っています。

そういう意味では、本来、15 ページ目の温対法の話、恐らく幾つかの委員からもコメントがあったというふうに、少しだけ聞いていた範囲では思いますけれども、これが必ずしも事業者のインセンティブになるような仕組みに今は多分なっていないんじゃないかと思っています。実質的には、※書きに書いてあるように、いろんな許認可の場合は、同じように、11 ページ目と同じプロセスを経るということになると思いますので、その辺りは、今はまだ温対法の促進事業とか計画の認定の事例が少ない、ほとんどないと思っていますので、そういった事例も見ながら、ここは引き続き環境省さんとも継続して、インセンティブでやれそうなことがあれば、説明会に限らずですけども、引き続き検討していただきたい。

もう少しコメントしたいと思います。

あと、新規じゃなくて、既に導入された発電設備を今後、地上設置が多いことをどういうふうにして持続、事業継続性を考えるかという観点は非常に重要だと思っていますので、セカンダリーとか、事業を継承していくようなところに、適切な事業者が入っていくというところは一方で進めていきたい施策だと考えています。その辺りに過度な負担にならないようにという運用は、ここに関しては必要かなと思っていますので、全体の詳細運用は検討されると思いますので、その観点を忘れずに少し整理していただければと思っています。

あとは、行動変容としては、FITを使わない方向にどんどん進んでいくということが一つ太陽光としては考えられると思いますので、それ自体はいいことですが、説明会の観点では、当然カバーできなくなってくると考えています。それを他法令で、どうするかということも当然考えなきゃいけないと思いますけども、まずはその影響において、そういうFIT以外の案件においてもウオッチするという仕組みをしっかりとつくっていただいて、本検討が契機になって問題がなくなっていくことであれば、本来、この辺りは自律的に事業者に行っていたことということの項目であると思いますので、その辺りをしっかりと見ていただければと思います。

20 ページ目、少し個別ですけども、誠実な回答という観点なんですけども、これは運用とかの話になるんだと思いますが、ある程度曖昧さは残るんじゃないかというふうに思っています。どうしてもというかですね。それは事業者の視点もあるし、質問する側の内容の視点もあると思っていますので、なかなか明示的にこうだということは示しづらいというのは認識はしているものの、それを認定するエネ庁側もおいおい考えなきゃいけないということを鑑みると、もしガイドライン等で示せるものが少しでもあれば、ご検討いただくのが、利用者にとって、住民にとって、役所にとっても役に立つんじゃないかと思っていますので、ご検討いただければと思います。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

委員の方から、一わたりご発言をいただいたと思いますけど、オブザーバーからのご発言、いかがでしょうか。先ほど自治体への関係等についてもいろいろとコメント、意見が出ていましたけど、いかがでしょうか。オブザーバー、よろしいですか。

では、前半の区切りとして事務局のほうから幾つかご質問もございましたので、ご回答と、それからコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

まず興津委員から、特に全体論というか、個別のご指摘といたしまして、自治体からご意見いただきました、49 ページ目にごございました住民の範囲、どのような形で取り込んでいくということの中での法的な性格についての詳細なご質問と、またご意見をいただいたところでございます。

当然、これは経産大臣において、しっかりと対応していくということでありますので、個別の事業の認定自体は、経産大臣が、経産省の省令の規定を踏まえて、それぞれの事業ごとの「周辺地域の住民」の範囲を最終的に確定させるという形になろうかと思っております。その上で、先生からのご指摘の話でいけば、②で言っていた、まさに自治体からのご意見ということについては、認定の際の考慮要素という形の位置づけがふさわしいのではないかなというふうに、現実的には事務局としては考えているところでございます。

そういった形の整理をしていく中で、今後、さらに詳細を考えていきたいと思っておりますし、さらに不服の争いになったときにどうなるかということですが、これは経産大臣の認定行為ということになってまいりますので、そういう面で端的に言うと、経産大臣に対する認定の取消しといった、そういった文脈の中での対応が基本になってくると思っておりますので、こういった方向性の中で、さらに必要な法的な性格づけなどについて、明確にできることについては、さらに充実をさせていきたいというふうに考えてございます。

また、大貫委員ほか複数の委員から、スライドの5ページ目にごございますような、継続的なコミュニケーションということについての意義と、また、それをしっかり実質化していくためのさらなる工夫ということについてのご指摘を複数の委員からいただいたところでございます。

当然、我々もスローガンに終わらせてはいけないと思っておりますので、今後改定していきますガイドラインの中でもそうですし、具体的な記載ぶりなどもそうですが、また、いい取組についての横展開を図るような、ベストプラクティスのようなものもそうですが、こういったものについて、行政のほうでできること、また業界団体のほうでも、さらにいろんな工夫もされていると思っておりますので、こういった行政のほうでの示していくやり方と、また、それをさらに横展開していく上での業界との連携ということをさらにしっかりやっていく中で、決してスローガンとか標語に終わらせることなく、適切な、長期電源化にとって必要

なコミュニケーションが図られるようなことについては、さらなる取組を行ってまいりたいと考えてございます。

また、複数の委員から再エネ特措法、また温対法との関係について、スライド 15 ページ目、16 ページ目についてのご指摘もいただきました。最後、大関委員からもご指摘をいただいたところでございます。

再エネ特措法とまず温対法の関係でございますけれども、大関委員がご指摘もいただいたとおりで、現時点では 10 プラスアルファぐらいの温対法の促進区域の認定という状況でもございますので、これからまた、それが屋根設置のものが中心というふうに理解しておりますので、これから実質的に、我々、再エネ特措法で今回ご議論いただいております住民説明会で必要となる対象のものが、今後、温対法の促進区域におきましても、ご議論いただけるんじゃないかなと思っておりますので、やや法制的なお互いの連携というところについてのタイムラインなどでお示しをしていますが、むしろ個別の、具体的な事案の中で、どのような形である意味簡素化が図られ、手続的な簡素化が図られるのか、特に高村委員からおっしゃっていただいたように、特に自治体の方々にも周知していく中で、また経産省、環境省、これまで以上に連携していく中で、より温対法の促進区域をさらに増やしていく。これは経産省もしっかりと連携してサポートしていく話でございますので、こういう中で、今回の住民説明会、認定要件化された住民説明会の位置づけなどもそうですし、また、本論とはまた違いますけれども、FIT/FIP 制度で求めております低圧の地域活用要件の在り方などもそうですが、こうした制度間の連携というところについては、要件化された住民説明会以外も含めて、しっかりと、さらなる議論を行っていきたいと思っております。温対法のほうでも、様々な制度的な抜本的見直しをまさに審議会等でご議論いただいて、さらにご検討をされているというふうに理解してございますので、こうした我々再エネ特措法の改正を踏まえた対応との連携ということをしっかりと両者の間で議論していくことと同時に、高村委員からご指示いただいたような自治体への周知、また具体的な個別の事案の中で、こうしたものが図られていくようなことについては、我々としても、環境省さんと連携しながら徹底的に行っていきたいと思っております。

再エネ海域利用法についても、大貫委員、また高村委員を初めとして、複数の委員からご指摘をいただきましてありがとうございます。

再エネ海域利用法につきましては、高村委員から、法的なところの位置づけなどについて、どうなっているのかということも含めてご指摘をいただいておりますけれども、まず再エネ海域利用法におきましては、促進区域ごとに公募占用指針を策定することとなっておりますので、その中で、当然ですけれども、地域との調整に係る事項を記載しているということでございます。選定事業者というのは、この公募占用指針に従って事業を実施していくことが必要となっていくという流れになってございます。

これらも、こうしたスキーム、枠組みも踏まえながら、FIT/FIP の認定要件として、自治体の説明会等での説明事項のような内容といったものについて、従前の事前の段階か

ら、公募占用指針に盛り込まれる必要がある項目、また既に盛り込まれている項目なども含めた整理、精査ということは、必要に応じて今後検討していきたいと思っているので、それを分かりやすい形で、しっかりと関係する方々に伝わるようなことを行ってまいりたいと考えてございます。

松本委員から複数のご指摘をいただきました。例えば 36 ページ目でございますけれども、特にチラシなどの広報を行うことで、より伝わっていくんじゃないかといったご指摘もいただいております。まさにそうした、なるべく、太陽光の運用のガイドラインとか安全面についての項目でしたけれども、こういったことなどについても、確かに分かりやすく、事業者の方々、また住民の方々にとっても、こういった項目が基本的に説明されるということがお分かりいただけるような行政からの情報発信、また、その情報が必要な方にお届けできるようなことについては、しっかりと我々も再エネ特措法の改正に伴う様々な情報発信、説明会等も含めてですけれども、こうしたチラシ、もしくはウェブ上での情報発信を含めて、分かりやすい形で行っていけるように努めていきたいと考えてございます。

また、53 ページ目についてのご指摘もいただきました。住民の定量基準の話ですけど、まずはこれをやっていく中で、今後、その範囲などについて、しっかりと見直しなども必要じゃないかといったご指摘と理解いたしましたけど、まさに、まず地域の今回の条例なども参考にしました定量基準を踏まえつつ、また、ここで示した電源規模に応じた説明会の開催の対象範囲というところも、しっかりと事例を積み上げていく中で、我々としても適時の検証、また必要に応じた見直しといったことは当然行ってまいりたいと思っております。

神山委員から、説明会の位置づけについては、先ほど申したとおりでございます。

また 11 ページ目以降のところ、まさに複数回開催する説明会の意義ということで、その時点時点でのプラスアルファの必要な情報が提供されていくことの必要性についても、ご指摘いただいたところでございます。

また、29 ページ目の自治体への相談のところについて、興津委員へのところ、要は行政指導かどうかということについては、先ほどの自治体のご意見というのは、認定の際の考慮要素というふうに位置づけるということで、ご回答させていただければと思っております。

なお最後、神山委員から幾つかご指摘いただいておりますけれども、説明会の周知などにつきまして、資料 28 ページ、これは高村委員からもご指摘いただいたところでございますが、隣接所有者の方々への情報の周知の仕方ということで、言わば公示のような形で、エネ庁のホームページを利用するということについてのご賛同とご指摘をいただきましたけれども、これについて、説明会の開催案内については十分な時間的余裕ということで、これは前回の委員会におきましても、2週間前というところで一つのコンセンサスをいただいたのかなと思っておりますので、当然、このエネ庁のシステム上での情報発信についても、同じく 2週間前というところを一つのルールにしていければなというふうに考えてございます。

また、35 ページ目以降のところ、説明会におきまして、What と How のところで、メリハリをつけた説明ということをご説明させていただきましたけれども、ご指摘いただいたとおり、事例を積み上げていく中でベストプラクティスのものをしっかりと整理していければと思っておりますが、今回の事前周知をしていく上での認定要件化した説明会について、このような形で進めていくのは一つのやり方ではあるんじゃないかといった、参考のようなものについてお示ししていくといったアイデアをいただきましたので、これもどういったことが有効なのかと。また一方で、それが形式化してしまっていて、そのようなことのフォーマットだけでいいのかということも、形骸化といった本委員会での委員の皆様方のご指摘もたくさんいただいているところでもありますので、この辺は少し、どういった形でお示しするのがいいのかということは、事務局のほうでも悩みながら検討を重ねていければというふうに考えてございます。

高村委員からご指摘いただいた温対法の関係、特にワンストップという観点とかの価値がある中での取組ということで、先ほど併せてご回答させていただいたと思っております。

また、20 ページ目のところ、説明会に出席できない方々がいる中で、しっかりとした、2 週間とかの質問を受け付けるといったところについての、説明会を補完するようなやり方としての意義ということについて、このようなフォームで一定期間受け付けるといったことについての意義もご指摘いただいたところでございます。

また、スライドの 28 ページ目、これは神山委員からもご指摘いただいたところでございますが、さらにプラスアルファで、ご指摘として、このエネ庁のシステムということについて、認定前の説明会以外にも、認定後の段階とか、言わば情報の発信のワンストップのような位置づけとして、さらに活用していく余地があるんじゃないかといったご指摘をいただきました。少なくとも、我々もシステムの改修など様々必要でございますので、段階的になるのかもしれませんが、例えば認定前の段階の説明会についての情報のプラットフォームという観点、また既認定のものを含めて、例えば大幅な計画の見直しや、また事業譲渡の際の説明会の開催、これも次回、恐らくご議論いただくことになると思いますが、その際の事業譲渡前の説明会の周知などについても、当然、こうしたプラットフォームを活用していくことが、住民説明会対象の方々への周知の方法で必要になってくると考えてございますので、既認定におけます情報のプラットフォーム化ということも含めて、なるべく先生からご指摘いただいた点を含めてしっかりと活用していく。一方で、しっかりと我々としても的確な情報がタイムリーに発信されるということもそうですし、一方で分かりやすくそれがアプローチ、住民の方々ですとか、検索される方がたどり着けるような、そういうことも意識しながら、これからさらにシステムの改修も含めた対応を検討してまいりたいと考えてございます。

そういう面で言うと、最後、桑原委員等のご指摘と重なるところということで、既認定の案件への対応ということで、様々な現行のガイドラインでもコミュニケーション関係の記

載はございますけれども、努力義務の中の対応としても、これは既認定のところの取組、大貫委員からもご指摘いただいたような、様々な既認定の中においても具体的な事例、ベストプラクティス以外のところでも、既認定の人たちがやらなきゃいけない、再エネ特措法を踏まえた、先ほど申しあげました事業譲渡の際の事前の説明会も含めて、そういったものもありますし、様々な規律の強化、既認定も含めて今回の法改正では措置してございますので、こういうところを含めて、我々としても必要な措置を、情報発信を含めて考えていきたいと思っております。

最後、大関委員からご指摘がございました。しっかりと、大きな枠組みとして事業規律を強化していくということが、再エネ開発事業の開発意欲の低下になってしまう側面は、やはりどうしてもあるんじゃないかということ。一方で、複数の先生からもご指摘いただいたとおり、こうした事業規律の強化をしていくという中で、しっかりと取り組むことが、また地域の中で、現在、進めていくプロジェクトをしっかりとオンゴーイングにしていく上でも不可欠な前提条件になってきているといったことでもございますので、この状況でしっかりと、こういう事業規律を前提に、さらに再エネの導入が拡大されるような、そういう方向性を政府としてもしっかりと追求できればなと思っております。

また、先生が喝破されたように、こういう中で言うと、建物設置などが誘導されていくんじゃないかということもございますし、そういった政策的なメリハリづけということも合わせながら、一方で、これだけでは2030 ミックス達成できるのかというご指摘も、そのとおりでございますので、複数の先生からご指摘いただいている促進区域との連携など、関係する施策との連携というのをさらに強化していきたいと思っております。

また、適切な、FITを使わない形の方向性も出てくるんじゃないかということのご指摘もいただきました。そういう意味で言うと、少なくとも補助金などを活用する場合、我々も需要家主導型の補助金など、太陽光の場合はございますけれども、こういった、FITの場合でも補助金とか政府支援を活用する場合には、FIT/FIPの事業規律に関するものについては、しっかりと適用していくということが、まず考えているところ、既にやっているとところがございますので、それをしっかりとさらに展開をしていきたいと思っておりますし、FITもしくは政府の補助金を使わないものについての対応については、これは廃棄・リサイクルも含めて、新しい枠組み、制度的措置を含めた枠組みというものも考えていく段階に来ていると考えてございます。これをさらにまた複数の先生方のご意見なども参考にさせていただきながら、さらに議論を重ねていきたいと思っております。

最後に、誠実な回答というところの、どういう形で把握していくのかというところ、これは非常に難しい点でございますので、まさにそういった、20 ページにもありますように、可能な限り書面主義をしていくということ、しっかりと質問を受け付けて、それを踏まえて、具体的に回答をいただくということについては、書面などを通じて、しっかりと形が形式的にも残っていくということなどで、まず必要的にもそういったことを求めていくということも今回盛り込ませていただいておりますが、さらにガイドラインなどで示せるものあ

ればというご指摘もいただいておりますので、事務局としても、さらにそういったことについては検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

少し漏れているところがあるかもしれませんが、事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

ちょっと時間も迫ってまいりましたので、進ませていただきます。それでは後半部分、監督義務に係る認定事業者の責任の明確化と残りの論点、これについてご発言のご希望を募りたいと思います。どなたかご発言をご希望の方、いらっしゃいますか。

それでは大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

ありがとうございます。1点だけ、69 ページ目のところ、これは確認ですけれども、2 ポツ目の最後のほうの廃棄等積立制度の方法に準拠することとし、仮に適切に積立てが行われない場合は、変更認定を行わないということなんですけれども、これは運用の話なのかもしれませんが、交換に伴って増設分を見積もって、積立金を振り込んだりということをした後に変更認定を認めるみたいなことなんでしょうか。それとも、事後的に確認して、できていなければ、1回は受け付けるけど、後で取り消すと。そういう理解なんでしょうかの質問です。

○山内座長

よろしいですか。

それでは、すみません、後ほどお答えいただくとして、次は松本委員、どうぞ。

○松本委員

座長、ありがとうございます。

私も 69 ページについてコメントしたいと思います。太陽光パネルの更新・増設に伴う適正な廃棄の確保案について、原則一括で外部積立てで積み立ててもらおうという案は、よいとは思いますが、数十万円から数百万円の積立てになるのではないかと思いますので、パブリックコメントで意見を集約して、最終案を調整していただきたいと思います。再エネが地域に貢献する仕組みを真摯に考える必要があります。何より事業者には開発に当たって守るべきルールが明確になっていること、それを守ることが重要だと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

今、九州電力の菅オブザーバーからご発言のご希望ありますが、委員の方、よろしいですか。それでは、どうぞご発言ください。

○菅オブザーバー

ありがとうございます。九州電力の菅でございます。

私のほうからは、資料 61、62 ページの交付金留保のための積立命令についてコメントさ

させていただきます。積立命令に基づく積立義務の履行に関する具体的なスキームにつきましては、中間取りまとめの中で、認定事業者にF I T買取義務者を經由して推進機関への一定金額の積立義務を果たした上で、買取費用を相殺するという事で、認定事業者への支払いを留保するという案が示されているところでございます。今後詳細なスキームを検討していくということで認識しておりますけれども、買取義務者の立場として2点お願いを申し上げます。

1点目は、買取義務者から認定事業者に支払う買取費用の確実な回収でございます。買取費用と同程度の積立金を認定事業所から申し受けるに当たりまして、違反状態にある認定事業者の与信観点を踏まえ、買取費用の確実な回収が担保される制度設計をお願いしたいと思っております。

続きまして、2点目でございます。2点目は、買取費用の早期回収でございます。通常の交付金スキームにおきまして、買取義務者は認定事業者へ買取費用を先行して支払い、2か月後に交付金の交付を受けております。積立金スキームにおきましては、買取義務者の一時的な金銭負担が交付金スキーム以上に長期化することがないように、制度設計をお願いしたいと思っております。

以上、本制度の措置の円滑な導入に当たりましては、買取義務者の負担が生じることがないように、関係者の意見も聞き取りつつ、丁寧に整理をいただくようお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょう。ご意見があれば伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、取りあえずこのところで一旦切って、事務局から、今のコメントについてお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。

まず、大関委員から、スライド69ページ目についてのご質問をいただきました。ここで二つ目の黒丸、4行目に書いてございますけれども、適切に積立てが行われない場合には、変更認定を行わないということで書いてございましたけれども、手続のフローとして、今、事務局として考えてございますのが、O C C T Oさんのほうに廃棄費用の積立てを振り込んでいただいたと、一括で振り込んでいただいたことが確認された場合に、変更認定を行うという手続にしようというふうに考えてございます。事前に振込みを行っていただくということを確認した上での変更認定手続になるというふうに考えているところでございます。

また、松本委員から、一括での原則外部積立てというところについて、投資の規模に応じまして、確かにご指摘のとおり、数十万から数百万ぐらいのものという形の廃棄費用の積立

不足分というのが発生し得る可能性がございます。当然、長期電源化を目指して投資をいただく方々でございますので、一定のキャッシュに対する余裕度はあるというふうに理解はしてございますけれども、松本委員ご指摘のとおり、様々なご見解、ご指摘もあると思いますので、パブコメなどもしっかりと受け止めながら、検討をさらに最終的なものとして整理してまいりたいと考えてございます。先生ご指摘のとおり、廃棄積立て、しっかり守るべきルールを守るといことが大前提だと思っておりますが、積み立て方についての様々な工夫というところの余地があるかないかというところのご示唆だと思っておりますので、そこについての点については、様々なパブコメなどを踏まえて、検討・検証を重ねていきたいと思っております。

あと、菅オブザーバーから、F I Tの買取義務者としての立場からの、一時留保に関する手続的な、また業務に関するご指摘をいただいたところでございます。2点、いずれの点につきましても、しっかりと買取義務者の方々とも連携しながら、手続がスムーズに、また負担というところの観点のご指摘もいただきましたので、そういうところがしわが寄らないような形の、可能な限りスムーズに行くような形の手続を、よく連携しながら構築していきたいと思っております。これも4月1日から法律施行されてまいりますので、時間軸を意識しながら、よく連携を取らせていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

まだ少し時間がありますけれども、追加的なご発言はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。伺っていて、今日は、恐らく冒頭でお話ししたように、説明会のところ、この認定要件をかなり詳細にご議論いただいたということと、それから今、監督義務に係る認定事業者の責任と、それから残りの論点ということでしたが、特に前半、これについてはいろいろなご意見をいただいたというか、伺っていて、やっぱりかなり皆さん事務局案にご賛同いただくというようなご発言も多かったし、発言の内容も、そういったことだったというふうに思っております。その意味では、こういう、また追加的なコメント等も、あるいは詳細なコメント等も含めて、次回、議論して、取りまとめの方向に行きたいというふうに思っておりますが、私の感覚としては、そういうことで皆さんご納得いただけるんじゃないかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は以上ということで、次回の開催について事務局からお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。本日も早朝から、非常にご熱心なご議論ありがとうございました。

次回の委員会でございますけれども、日程が決まり次第、経産省ホームページでお知らせいたしますけれども、可能な限り、座長に先ほどご指摘いただいた、様々なコメントなどを

踏まえた取りまとめ案の作成の準備を行った上で、9月中をめどに次回会合を開催すべく、調整をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会合を閉会とさせていただきます。

本日は早朝から長時間になりました。熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。